

長野県飯田市のエネルギー自治に関わる
地域ガバナンスの構造
—地域自治組織の制度的特徴と
公民館の教育機能との関連—

京都大学 再生可能エネルギー経済学講座
【部門B】第2回研究会
2020年8月31日(月)17:30～18:30

荻野 亮吾(佐賀大学大学院学校教育学研究科)
Mail: ryogoogi@cc.saga-u.ac.jp

本報告の目的

- ▶ 報告の目的: 長野県飯田市における再生可能エネルギーの普及に関わる**地域のガバナンス構造を理解**すること。
- ▶ 基本的な分析の観点
 - ▶ 「比較」の軸: 地域ガバナンスの特性を, **自治体間比較**(制度レベルの特徴), **自治体内比較**(組織レベルの特徴)から明らかにする。
 - ▶ 「社会教育」の観点からの分析: **地域ガバナンスの担い手を育てる公民館の機能**に注目。地域自治組織の基盤をなす役割と, 組織導入後の変化を追う。
- ▶ 本報告は, 八木信一教授(九州大学)との共同調査・共同研究の内容に大きく拠っている。なお, 本発表の内容の責任は報告者にある。

先行研究における飯田市の自治の特徴①

- ▶ 諸富(2015)は、飯田市の政策の特徴として、「直営でやらずに、民間(企業・市民)でやってもらう」スタンスを指摘(「飯田モデル」)。
 - ▶ 「ひと育てや社会的つながりの強化」という政策的投資により、自治体政策の質と実効性が高められている(諸富 2015: 25-27)。
 - ▶ 根底にある公民館活動。公民館の4つの機能＝①住民の合意形成、および意思決定機能の場、②教育、および集合的学習機能(「人的資本」の蓄積機能)、③住民相互の信頼関係を醸成し、ネットワークを形成する機能(「社会関係資本」の蓄積機能)、④飯田市職員の教育訓練機能(市職員における「人的資本」の蓄積機能)を有する(諸富 2015: 52)。
- ▶ 八木(2015)は、社会的価値の認識対象の範囲を広げるための、学習とガバナンスをつなげる仕組みとして、公民館の果たしてきた役割に着目。
 - ▶ 「橋渡し組織」としての公民館の4つの機能＝①アクターが互いに顔を合わせる場を提供し、アクターを巻き込む「招集機能」、②橋渡し組織に集うアクターがそれぞれ有する情報を理解したり、また利用できる資源を認識したりする「解釈機能」、③アクター間で率直な対話を行うことで協働を促す「協働機能」、④各アクターの利害損失を表出させ、アクター間の利害調整を担う「媒介機能」。

先行研究における飯田市の自治の特徴②

- ▶ 松岡(2018)は、地域の持続可能性を高めるための、「**社会イノベーション**」という観点から、飯田市の取り組みを検証している。
 - ▶ 「**場の形成**」に基づく**知識創造**:「地域社会の持続性課題や社会関係資本の蓄積状況」による影響がある。飯田市では、産業社会のケースで企業家が主宰となる場と、市民社会のケースでおひさま進歩が主宰者となった社会組織や地域外の専門組織との緩やかな場が存在(松岡 2018: 195)。
 - ▶ 「社会的受容性」の観点:全国レベルでの制度的・市場的受容性が高まる中で、「**一貫した環境への取り組みの重視**」と「**行政, 企業, 市民の関係の密接性**」という特性が、**先進的取り組みを可能とした**(升本 2018)。
- ▶ 西城戸ら(2015: 174-175)は、飯田市のように社会関係資本が蓄積されている地域で、再生可能エネルギー事業に取り組むことで、住民自治が進むという議論の流れは、「**歴史的決定論**」に陥りかねないと指摘する。
 - ▶ 飯田市で、自治の基盤をなす地域のソーシャル・キャピタル醸成過程や、その変化を丹念に読み解く研究が求められる。

先行研究における飯田市の自治の特徴③

- ▶ 白井(2018)は、再エネで目指す地域社会の目標として、「エネルギーの自治」「対話とネットワーク」「地域経済の自立」「社会公正、安全と環境共生」「地域主体の自立共生」の5点を挙げる。
 - ▶ 再生可能エネルギー条例により、自治活動と、再生エネルギー事業の統合化が図られたことを指摘している(白井 2018: 57)。
 - ▶ 飯田市民へのWEB調査では、「エネルギーの自治」「対話とネットワーク」「地域主体の自立共生」の評価が高いが、自らの行動意図の点数は高くない。→住民の巻き込みが重要(白井: 2018: 206-208)。
- ▶ 八木ほか(2019)は、再エネ条例制定後の、山本地区(太陽光)、上村地区(小水力)の展開過程の特徴を明らかにしている。
 - ▶ 山本地区の特徴: ①企業との関係性, ②会長のリーダーシップ(地域づくり委員会の構造による), ③自治振興センターによる支援。
 - ▶ 上村地区の特徴: ①飯田市と自治振興センターの積極的関与, ②再エネ審査会メンバーの関与, ③(株)おひさま進歩エネルギーの関与, ④上村まちづくり委員会の中の変化が挙げられている。
 - ▶ 条例施行後、「再生エネルギーから自治力」への変化が見られる。

飯田市の地域ガバナンスの構造 ～他市との比較～

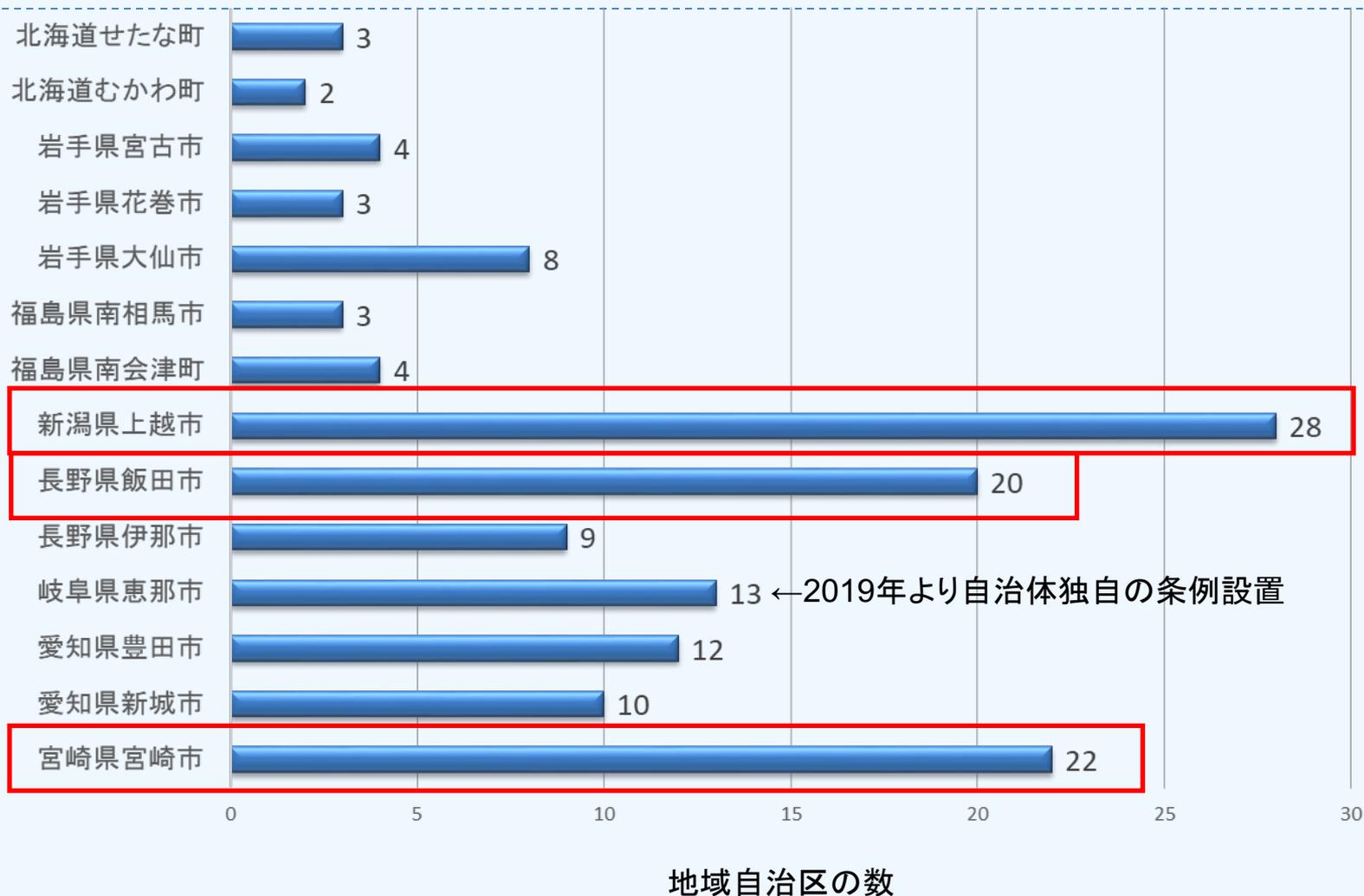
地域自治組織をめぐる動き

- ▶ 第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(2003年11月)
 - ▶ 「地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民自治が重視されなければならない。基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることから、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方策を検討して**住民自治の充実を図る**必要がある。また、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、**住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していく**ことを目指すべきである。」
- ▶ その後、地方自治法(202条の4以下)、合併特例法(第23条以下)で、「地域自治区」の創設へ。

コミュニティの制度化

- ▶ 「**コミュニティの制度化**」(名和田 2009): 法律や条例によって、コミュニティに制度的な位置づけを与えること。
- ▶ 政策に基づくもの: 1970年代の自治省のコミュニティ政策等。
- ▶ **法律に基づくもの: 代表例が地方自治法に基づく「地域自治区」。**
 - ▶ 2020年4月1日現在で、上越市(計28地区)、宮崎市(22地区)、飯田市(20地区等)等、全国で13自治体。
 - ▶ 「地域自治区」の運用は自治体ごとに多様。(例)上越市:「民主的正統性」(石平 2010)を重視／「参加型地域自治組織」(宮入 2011: 142)。宮崎市:「官民協働型住民自治組織」(宮入 2011: 142)。
 - ▶ 導入後に、法律上の「地域自治区」を廃止する自治体も存在: 由利本荘市、横手市、香取市、甲州市、恵那市、浜松市、出雲市(2020年4月1日)。
 - ▶ 合併関係特例法による「地域審議会」(19自治体)、「合併特例区」(9自治体)、「合併特例区」(0自治体)は年々減少(2020年4月1日現在)。
 - ▶ 阿部(2017)によれば、制度への「協働」の取り込みが不十分とされる。
- ▶ 条例に基づくもの: 自治体独自の条例に基づき、既存の地域組織を再編し、「協議会型住民自治組織」を設置する動(中川編 2011; 森 2014; 日本都市センター2014等)

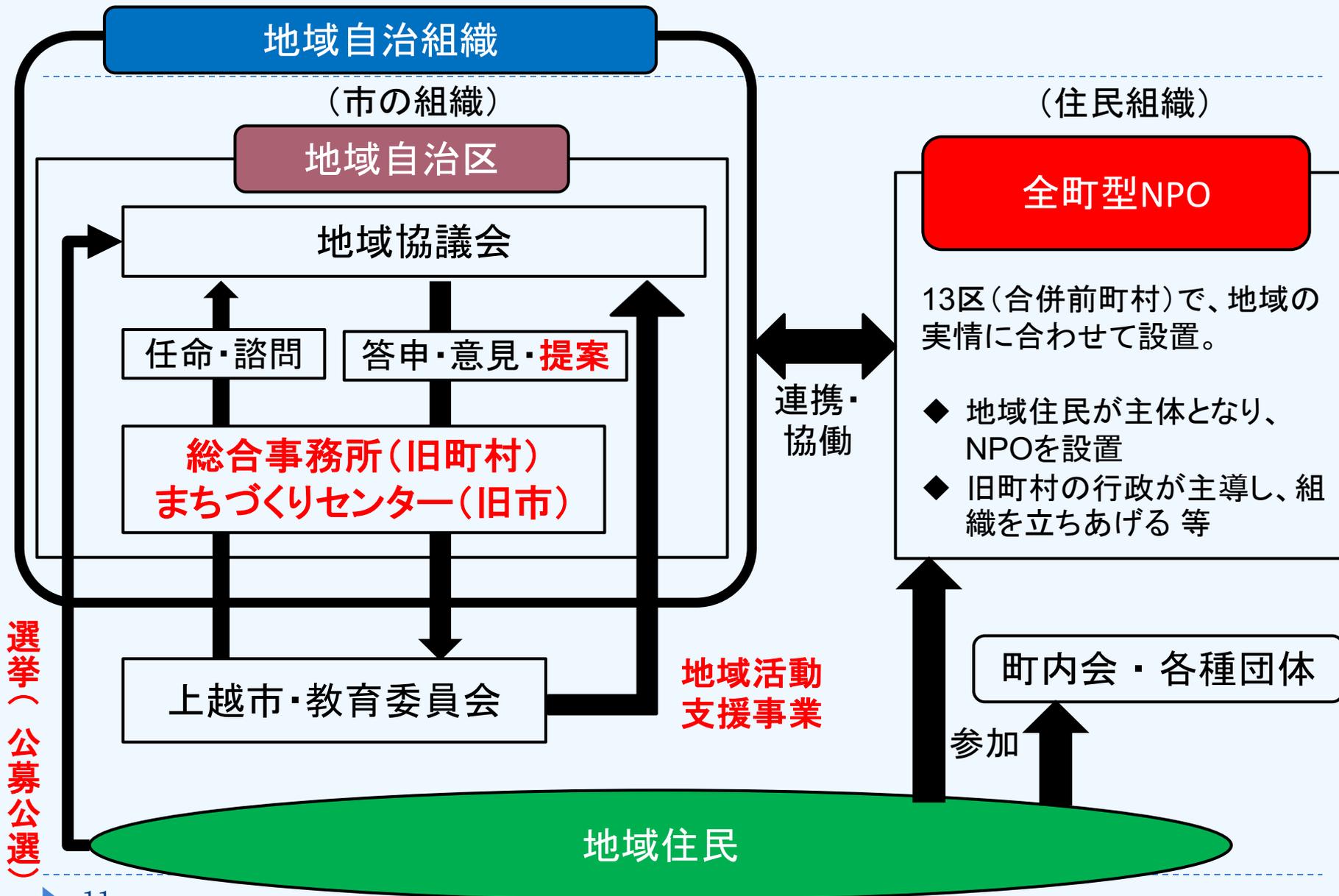
地域自治区（一般制度）の導入状況



地域自治組織のガバナンス構造の比較の軸

- ▶ 法定組織・任意組織の関係
 - ▶ 法定上の組織である地域協議会と、実行組織との関係。
 - ▶ それぞれの権限や、委員選出における両者の重複の度合い等。
- ▶ 一括交付金等の財源とその配分
 - ▶ 行政から各種補助金等を統合して、一括交付金・補助金を交付し、コミュニティ組織に使い方を委ねる方式が目立つ。
 - ▶ 地域の組織間での財源配分が、住民の自治力(乾 2017)や、組織の「創発性」を高めるかが重要な論点となる。
 - ▶ ただし、交付金は、法定上の地域協議会に直接交付できない。
- ▶ アクター間の関係(森 2014)
 - ▶ 地域自治組織の導入に伴う、地域の組織の再編の状況。
 - ▶ 従来の地域の組織構造をどのように反映しているか。
- ▶ 中間支援の機能
 - ▶ 地域担当窓口の設置や、担当職員の配置等。
 - ▶ 地域自治組織の事務局や運営補助としての役割以外に、どのような役割を果たしているか。

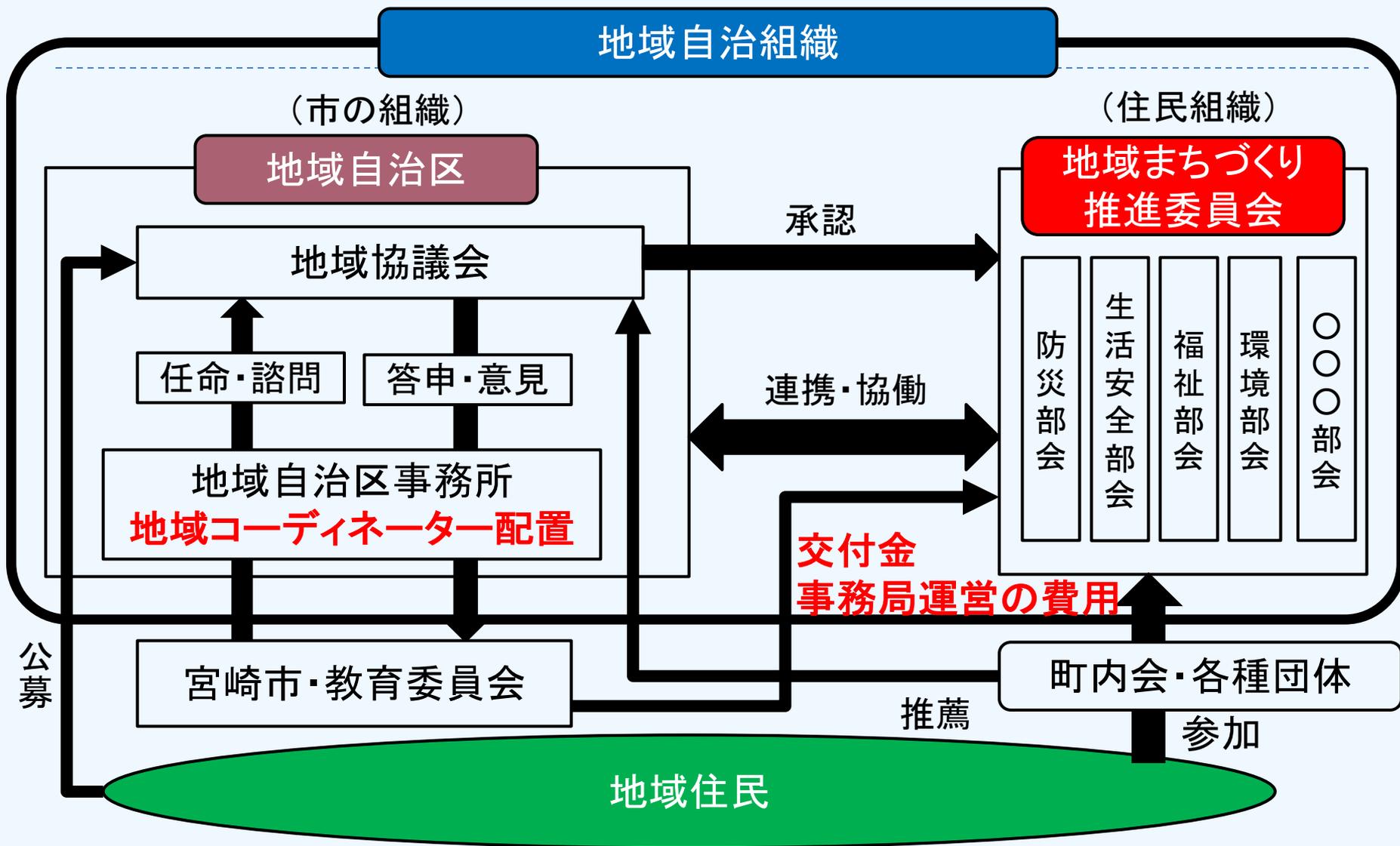
上越市における地域自治組織の仕組み



上越市の地域自治組織の制度的特徴

- ▶ **公募公選制による地域協議会の委員選出**
 - ▶ 委員の選任にあたり、公募を行い、委員定数を超えた場合には、公職選挙法に準じた選任投票を行う(石平 2010に詳しい)。
- ▶ **実行組織としての全町型NPO (地区による)**
 - ▶ 旧町村: 合併前の町村単位で、全世帯・住民を構成員とする、NPOや任意組織を設置。
 - ▶ 組織内に専門委員会を設ける場合もある。
- ▶ **地域活動支援事業**
 - ▶ **地域協議会**が、事業採択方針を決定した後、事業を募集。
 - ▶ **地域協議会**で、事業提案書の審査を行い、採択事業を決定。
- ▶ **総合事務所・まちづくりセンターの役割**
 - ▶ 旧町村: 総合事務所を設置(合併前の役場)。
 - ▶ 旧市: 3つのエリアにまちづくりセンターを設置(4~6の地域自治区を所管)。**地域協議会の事務局機能**を果たす。「地域を元気にするために必要な提案事業」の策定への関与等。

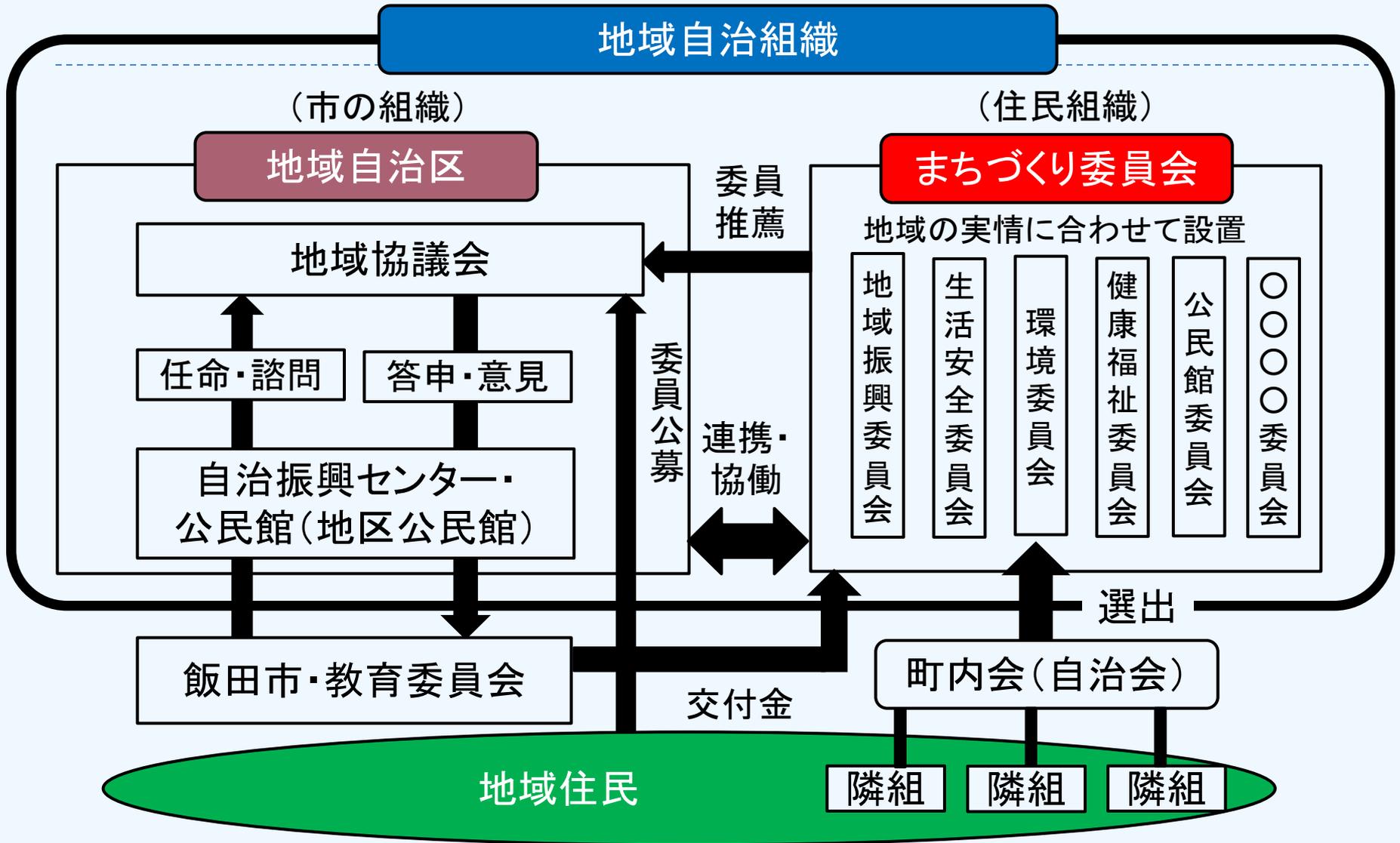
宮崎市における地域自治組織の仕組み



宮崎市の地域自治組織の制度的特徴

- ▶ 地域協議会の委員の選出方法
 - ▶ **公募制・推薦制**。市の要綱が規定する「地域協議会委員推薦委員会」の推薦により候補者決定。実質町内会・各種団体からの推薦が多い。
- ▶ 実行組織＝地域まちづくり推進委員会
 - ▶ 地域協議会の承認を受け、協議会が必要と認める地域課題の解決に向けた活動を行う任意組織。
 - ▶ 各種団体・地域住民の参加・協力を得て、部会に分かれて活動。
 - ▶ 「地域コミュニティ活動交付金」に関しては、事実上の「事業計画策定権」と「予算編成権」を有する(宮入 2011)。
- ▶ 地域コミュニティ活動交付金
 - ▶ **地域まちづくり推進委員会に交付**。地域協議会の承認後に配分決定。
- ▶ 地域コーディネーターの配置
 - ▶ 地域自治区事務所(地域事務所・地域センター・総合支所)に、嘱託職員1～3名を配置(2007年～)。地域協議会の事務局だけでなく、**地域協議会・まちづくり推進委員会・各種団体のネットワーク化を進める**。

飯田市における地域自治組織の仕組み



飯田市の地域自治組織の制度的特徴

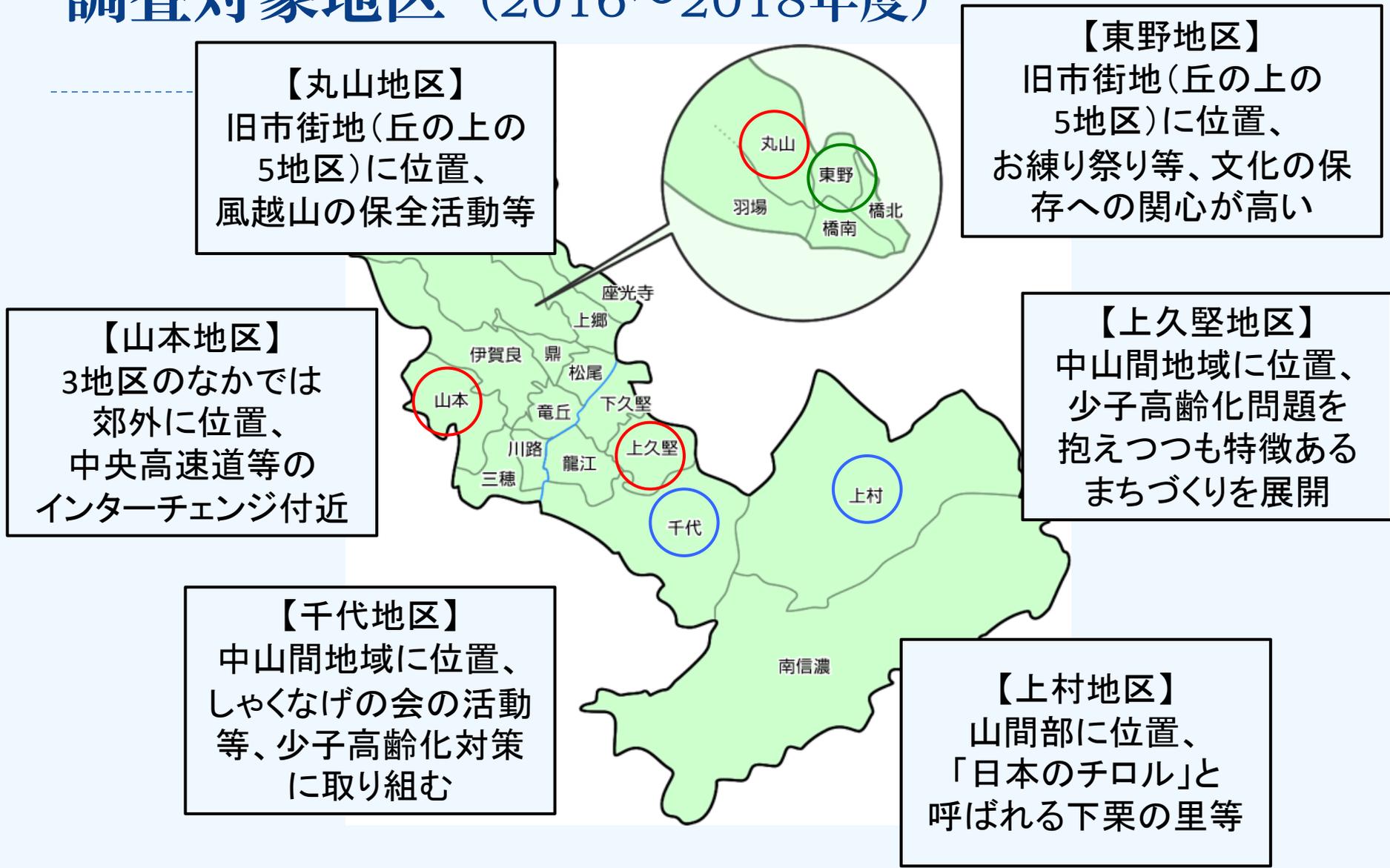
- ▶ 地域自治組織の構成
 - ▶ 市の組織である地域自治区だけでなく、住民組織であるまちづくり委員会を含めて地域自治組織としている。
 - ▶ そのうえで、後者(まちづくり委員会)の位置づけが大きくなっている。
- ▶ まちづくり委員会の役割
 - ▶ 従来からの自治活動組織をもとに選出された委員によって構成。
 - ▶ 市からまちづくり委員会にパワーアップ地域交付金の交付がある。
 - ▶ 地域に実情に合わせた専門委員会(5つ程度)を設けている。
- ▶ 公民館の役割の大きさ
 - ▶ まちづくりの「飯田モデル」で重要な役割を果たしてきた公民館のうち、地区公民館をまちづくり委員会のなかに組み入れている。
- ▶ 自治振興センターの位置づけ
 - ▶ 従来の支所を自治振興センターへと名称変更し、地域協議会の事務局としてだけでなく、まちづくり委員会の事務局としても位置づける。
 - ▶ 地区公民館に配置されている主事は、センターの職員を兼務。

3つの事例における地域自治組織の比較

項目	上越市	宮崎市	飯田市
法定組織・任意組織の関係	公募公選制に基づく「 民主的正統性 」(参加)重視の地域協議会 13区(旧町村)では住民組織(全町型NPO)を組織	地域協議会は、従来の自治活動組織から選出される委員が多い 地域協議会と地域まちづくり推進委員会は、「 対等の関係 」	まちづくり委員会の多くは、 自治活動組織からの選出委員で構成 地域協議会の委員はまちづくり委員会からの推薦が多い
財源と配分	地域活動支援事業に基づく補助金の配分を 地域協議会が行う	地域まちづくり推進委員会が、 事実上 の地域コミュニティ活動交付金の事業計画策定権・予算編成権を有する	パワーアップ地域交付金の配分は、 まちづくり委員会によって決定 される。
アクター間の関係	地区ごとに組織構成が異なる。住民組織の内部に 専門委員会 を設ける場合もある	地域まちづくり推進委員会は、 部会制 のもと、自治活動組織だけでなく、各種NPO等も構成員に	組織導入前の委員会をもとに、 多くの地域で5つ程度の委員会制 をとる。
中間支援	旧町村に総合事務所、旧市の3つのエリアにまちづくりセンター設置	地域自治区事務所に 地域コーディネーターの配置	自治振興センターと公民館に職員を配置

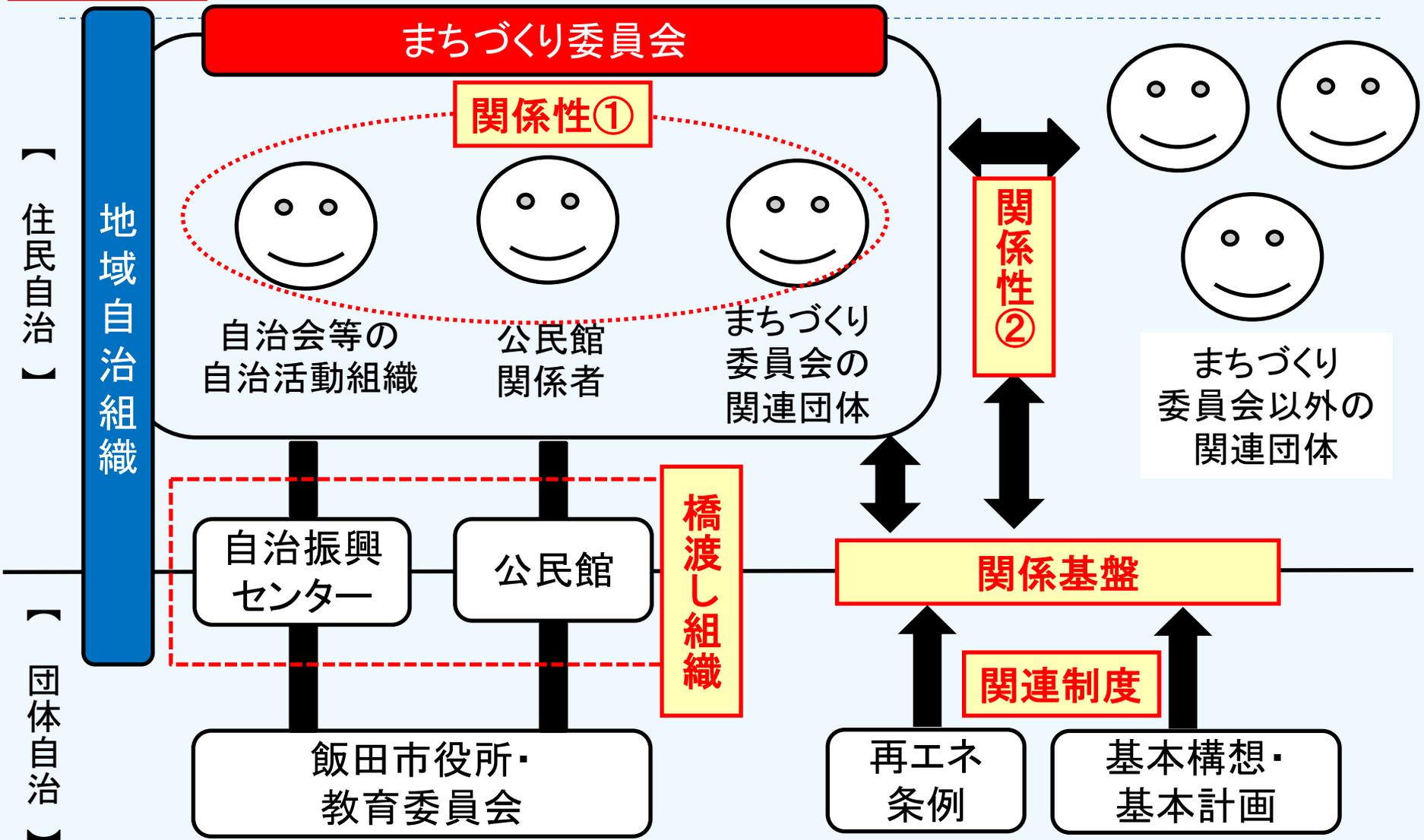
飯田市の地域ガバナンスの構造 ～市内の地区間の比較～

調査対象地区 (2016～2018年度)

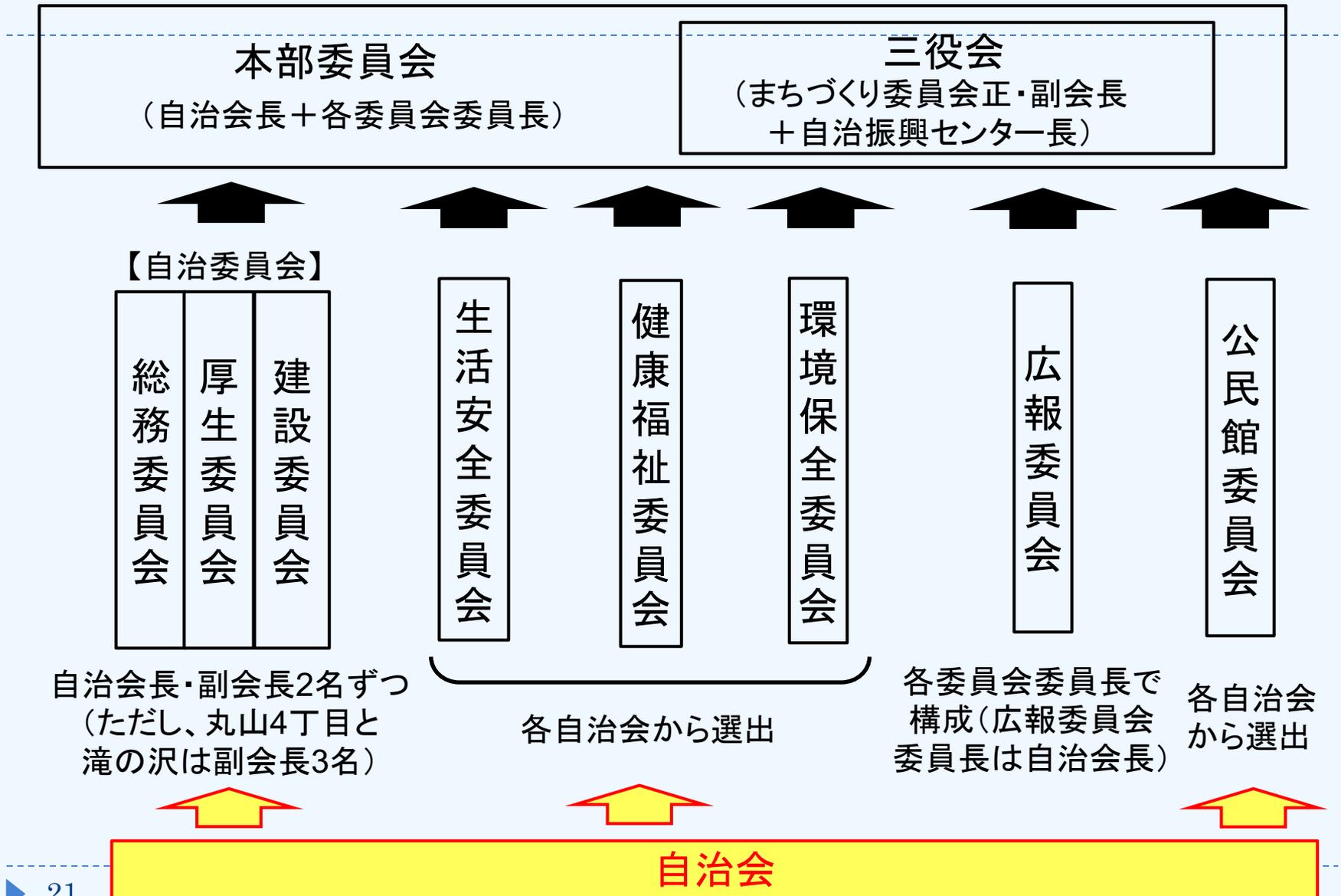


共同研究の調査・分析の枠組み

自治制度



丸山まちづくり委員会の組織図



山本地域づくり委員会の組織図

理事(29名)

- 区代表 ●区代表総意による推薦者 ●山本区平長・二ツ山市営団地代表
- 各委員会委員長・副委員長 ●公民館長 ●広報委員長 ●関係団体代表
(飯田市商工会議所山本支部、地区財産区、女性団体連絡協議会)

地域振興委員会

生活安全委員会

健康福祉委員会

環境緑化委員会

広報委員会

公民館委員会

委員長は平長
もしくは副平長

各委員会委員は4区・31組合から選出

文化委員会と
体育委員会は
4区・7平から選出

区・組合

区・平

千代地区まちづくり委員会の組織図

執行部(24人): 会長・副会長・他役員

12区から区長1名、女性委員4名(区の持ち回り)

各委員長4名、会長の代理区長1名

特別執行委員3名(農業委員・日赤奉仕団分団長・地域振興委員長)

総務企画部

産業振興部

基盤整備部

副部長が
副委員長に

委員長が
部員となる

代表が
参加

健康福祉委員会

環境保全委員会

生活安全委員会

地域振興委員会

公民館

特別委員会

12区から
各1名

12区から各2名
(男女半数)

10分館から各4名
館長推薦 20名

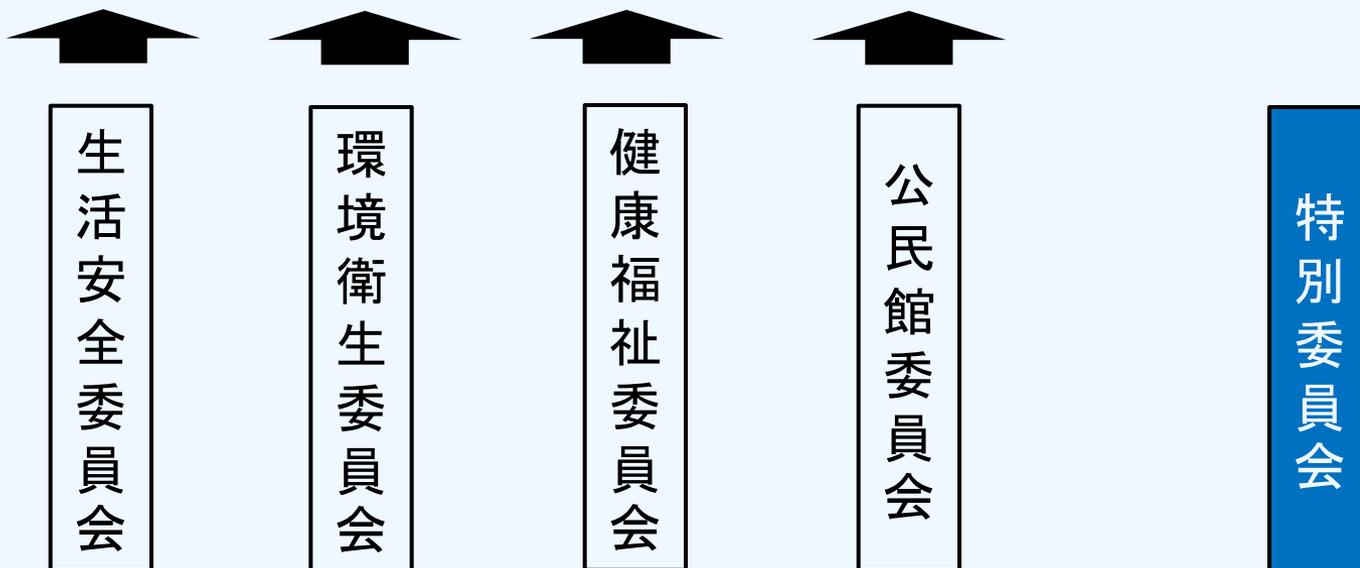
区

公民館分館

飯田市合併
50周年誌刊
行特別委員
会
千代イン
ター周辺整
備特別委員
会

上村まちづくり委員会の組織図

執行委員会(本会:13名)(兼地域振興委員会)
会長(2015年度より自治会長以外から選出)、副会長(自治会長)
地域振興委員長(自治会長)、監査(2名、いずれも自治会長)
各委員会委員長・副委員長(4名ずつ)



※飯田市への編入合併前は生活安全委員会の
前身組織と公民館分館のみ存在

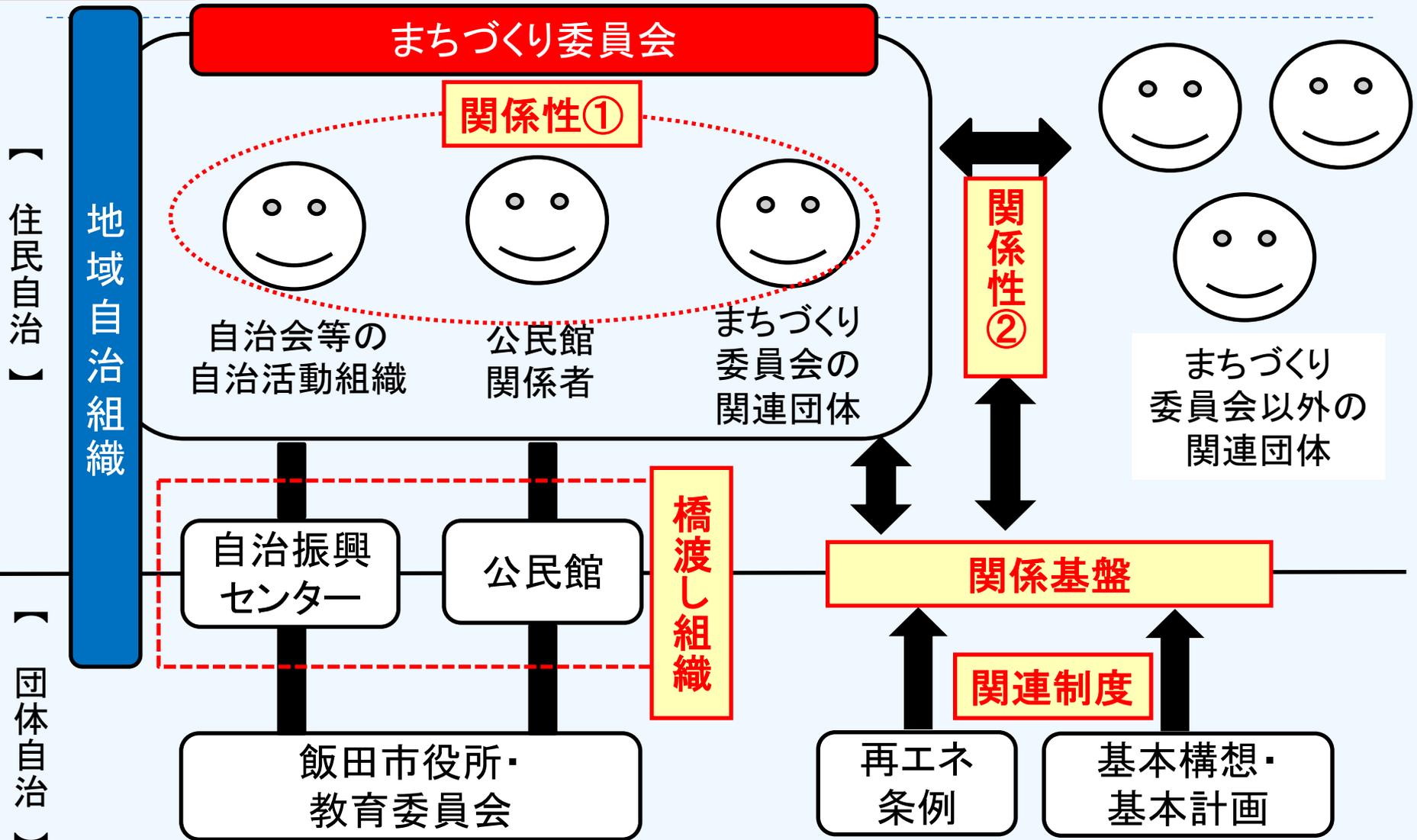
- 小水力運営協議会
- 御膳PJ
- お仕事づくりPJ

各地区のまちづくり委員会の組織の比較

項目	丸山地区	山本地区	千代地区	上村地区
組織の特徴	三役会	理事の多さとその構成(地元経済団体も含む)	専門部会と各委員会の「入れ子構造」	合併後に自治会の上位組織を組織
各委員会委員の選出	12自治会から	4区・7平・31組合から	12区・10分館から	4自治会(分館)から
各委員会委員長の選出	生活安全、健康福祉、環境保全、公民館は明確なルールなし	各委員会委員の互選(地域振興委員会は規程有り)	委員長・副委員長1名は互選。副委員長1名は専門部会副部長。	正副委員長は委員の互選で決定
まちづくり委員会会長の選出	選考委員会(退任予定の正副会長等で構成)で選出	全理事から選出(現状は区長<=理事>から選出)	執行部内の選考委員会(現区長・委員長)による選出(2015年度-)	自治会長以外から選出(2015年度-)
選出者の特徴	任期ごとに委員の多くが入替 一部委員長の在任期間が長期化	任期ごとに委員の多くが入替	継続性を保つため執行部(区長)は半数ずつ入替 各委員会委員は2年ごとに総入替	任期ごとに委員の多くが入替

共同研究の調査・分析の枠組み（再掲）

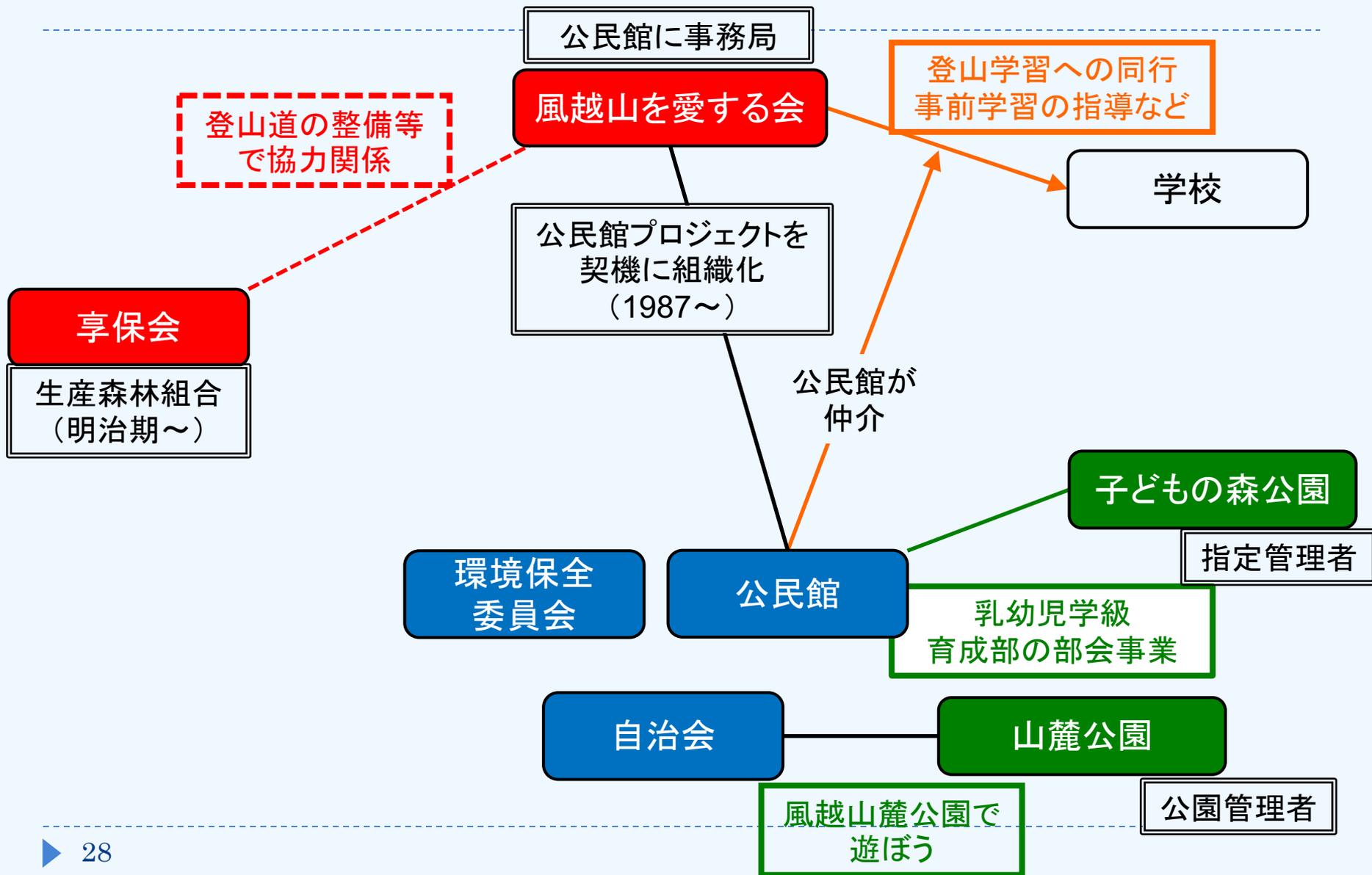
自治制度



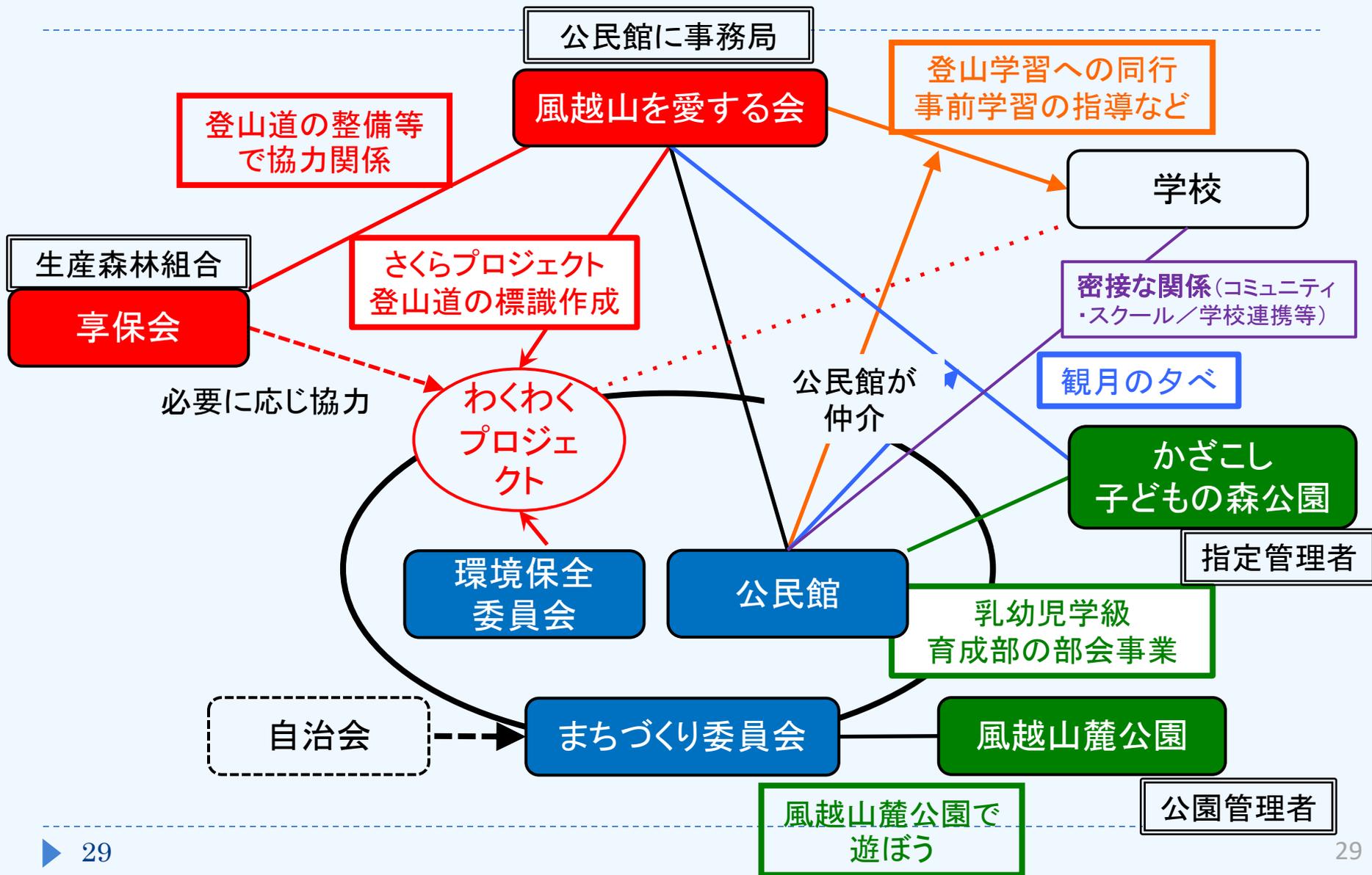
まちづくり委員会と他組織との関係

- ▶ プロジェクト型組織を設置する事例
 - ▶ 丸山地区の「わくわくプロジェクト」→ムトス助成金を得て、「風越山麓わくわくプロジェクト」(2015年度-)に着手。まちづくり委員会内の環境保全委員会が中心になり、公民館が地区のアクターをつなぐ(八木ほか2017)。
- ▶ まちづくり委員会の「外部」に法人を設立する事例
 - ▶ 千代地区の場合: 保育園の廃園問題を契機に、自治協議会(まちづくり委員会)の呼びかけで、地域出資の社会福祉法人「千代しゃくなげの会」設立。保育園(少子化対策)、デイサービス(高齢化対策)の運営(荻野ほか2021)。
 - ▶ 上村地区の場合: 当初、まちづくり委員会が事業主体となる計画であったが、「担い手による勉強会」の中で、事業体は法人(かみむら小水力)として別に設立し、出資する方式に切り替え(八木ほか2019)。

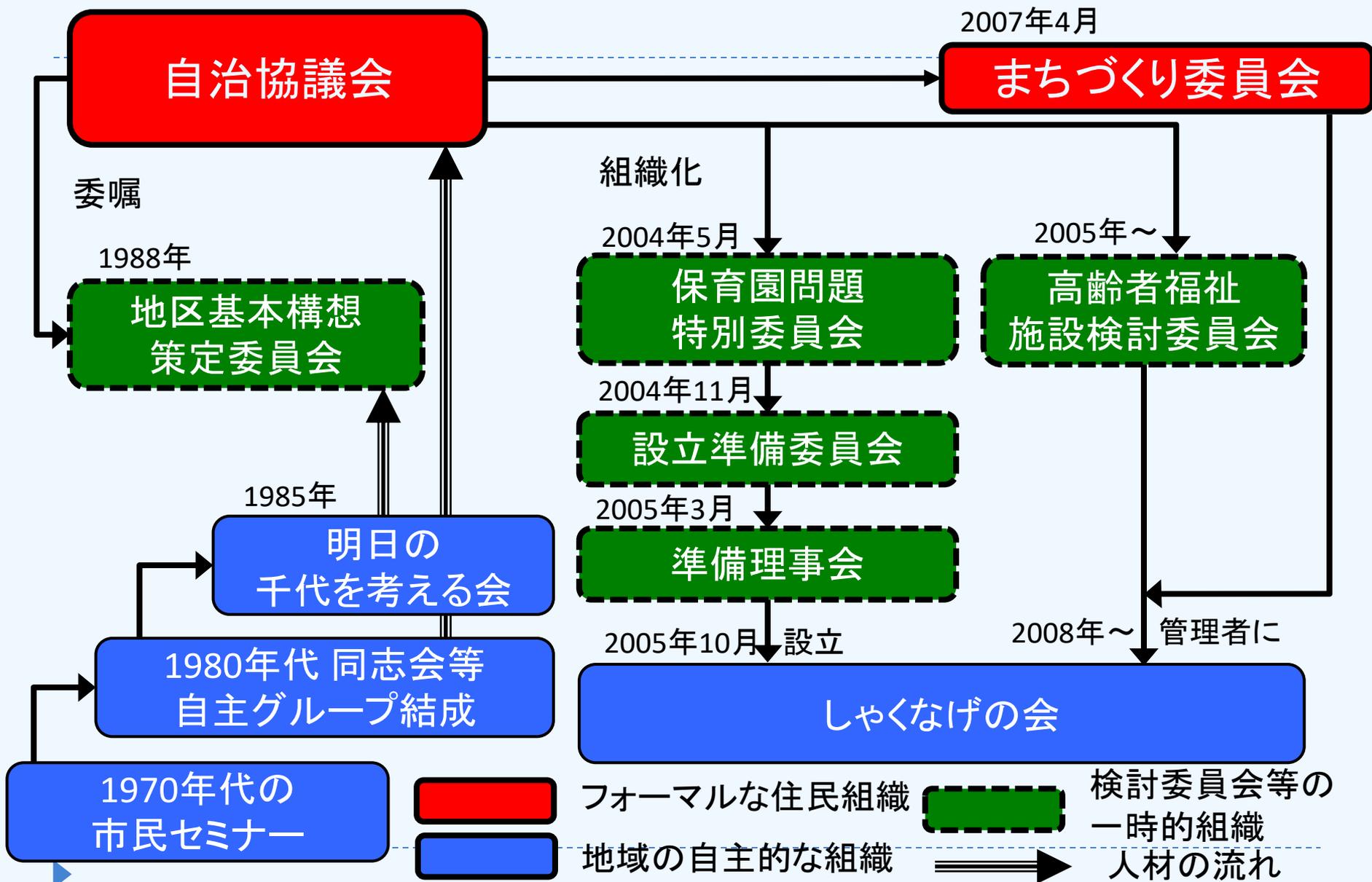
丸山地区における地域の関係性の変化（前）



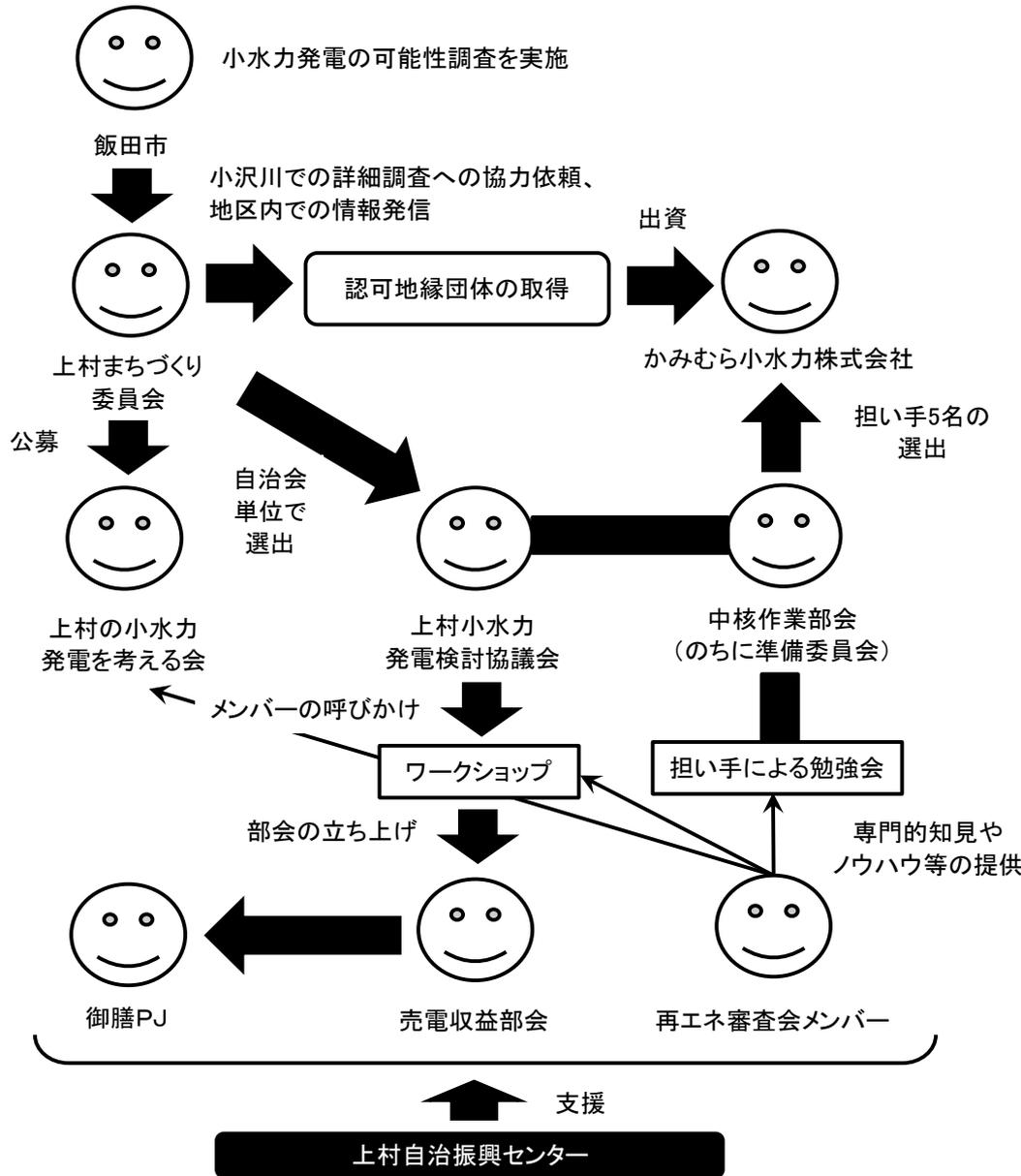
丸山地区における地域の関係性の変化（後）



千代地区における少子高齢化対策の流れ



上村地区における小水力発電事業の展開過程



- ▶ 当初は、まちづくり委員会を事業主体として認可地縁団体を取得した。
- ▶ しかし「担い手による勉強会」の中で、リスク回避のために、法人を別組織として設立し、認可地縁団体が出資する形を取ることとなった。

【出所】八木ほか(2019)の166頁の図5-3を転載。

まちづくり委員会と他組織との関係

- ▶ 立ち上げプロセスにおける市の関与＝「まちづくりの主体は住民であり、行政はそれを支援する(黒子に徹する)」
 - ▶ 地区内での意思決定や合意形成には時間を要する→自治体側には「待ち」の姿勢が求められる。
 - ▶ 住民のアイデアや、地域の資源だけでは解決できない→制度上の選択肢や、法人設立のノウハウ等を提示する(中間支援)。
- ▶ 外部に法人を「切り出す」理由
 - ▶ 【積極的理由】外部法人の設立は、まちづくり委員会にとっての「リスクの回避」戦略。出資や、役員を選出等に協力する。
 - ▶ 【消極的理由】まちづくり委員会自体の抱えている業務量(補助事業等)の多さ→まちづくり委員会とは異なる機動性の高い組織やグループを立ち上げることで、迅速な対応が可能。
- ▶ まちづくり委員会の役割とは？ → 事業主体？ まちづくりの母体？

飯田市における 公民館の教育機能

飯田市の公民館体制



地区公民館

- 20地区公民館(対象人口は最少400名程度～最多15,000人弱)で構成されている。
- すべての地区公民館に**公民館長(非常勤特別職、地域協議会が推薦し、教育委員会が任命)と**公民館主事(市職員、常任専任)**が配置されている。また、旧5市地区以外では自治振興センター長が副館長補佐に任命される。さらに、公民館主事は自治振興センター職員の兼務辞令を受ける。
- すべての地区公民館に専門委員会**(文化、体育、広報+α)が配置され、住民参加による主体的な企画・運営がなされている。名称、委員数、任期等は公民館長が定める。
- 地区公民館の予算は、**まちづくり委員会に対して交付されるパワーアップ地域交付金**から配分されている。

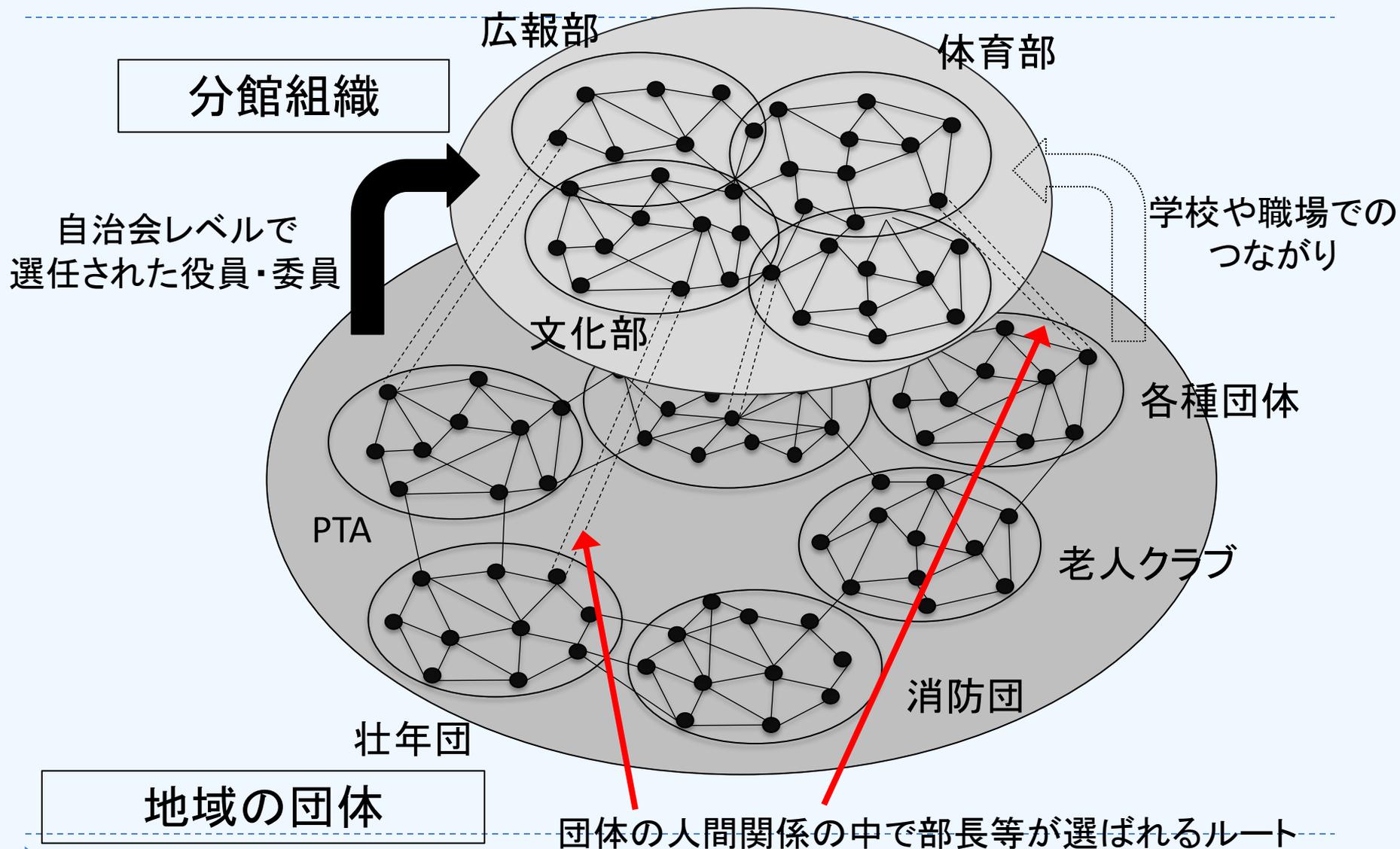
分館

現在、103の分館(うち27館が条例分館)が、**住民の手によって自主的に運営**されている。

公民館の役割① ボトムアップの人材育成

- ▶ 公民館を中心とした地域の人間関係のつくり方
 - ▶ 2011年度 東京大学(牧野研究室)における、上郷・鼎・龍江地区の分館役員への聞き取り調査の結果:荻野・中村(2013)より。
- ▶ 地域の団体が、公民館の分館を拠点として様々な活動を行っている
 - ▶ (例)壮年会・壮年団、婦人会、老人クラブ(社会教育関係団体)
 - ▶ (例)消防団、獅子舞保存会、みこし振興会、食生活改善推進協議会、PTA、自主防災組織
- ▶ 地域の活動に関わるには大きく分けて2つのルートが存在する
 - ▶ 1つは、自治会を通じて持ち回りで担われる各種委員の存在。分館の文化、体育、広報等の部員は、この自治会選出の委員によって充当されている。
 - ▶ もう1つは、壮年団や婦人会等の地縁団体に基づくルート。すでに築かれた人間関係の中で分館役員、部長等が選ばれていく。

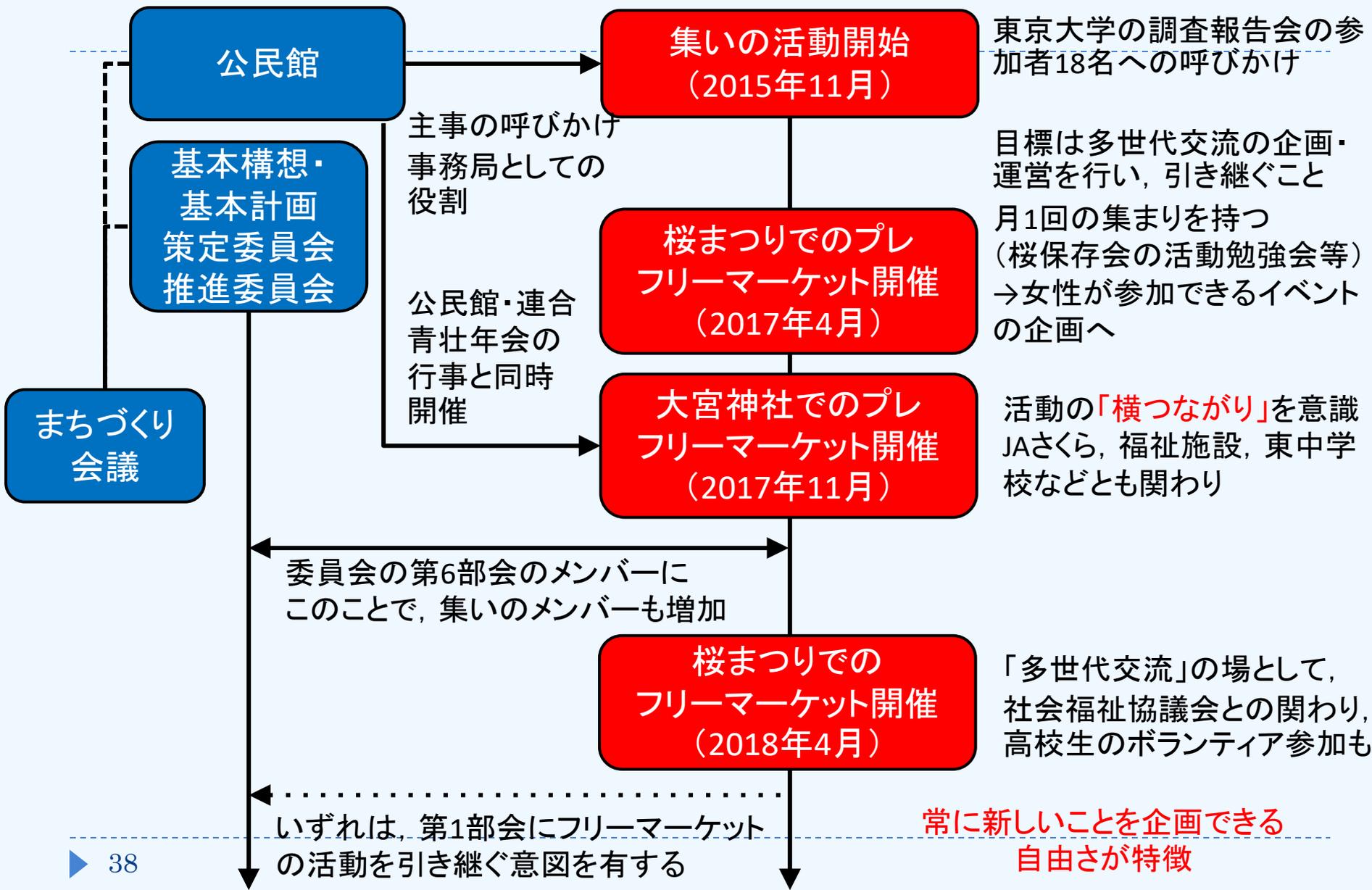
公民館を通じた人材育成のモデル図



公民館の役割② 地域課題に関する学習の組織化

- ▶ 古墳を考える会（竜丘地区）：公民館民俗資料委員会の活動のもと、竜丘フォーラムをきっかけに、古墳を守る運動が始まる。「地域発見マップ」の作成や、ガイドブック「村のみちしるべ」の作成等。
- ▶ 和紙の里づくり（下久堅・柿の沢地区）：「ひさかた村塾」の学習テーマの中から、伝統技術・文化の保存を目的に、長期的な取り組みを始める。
（以上、姉崎洋一・鈴木敏正編（2002）より）
- ▶ 山本学講座（山本地区）：地域のことをより深く知るため、「杵原学校」を舞台に、山本の歴史や文化・地区と外部とのつながりについて学ぶ講座。杵原学校応援団と公民館とが連携して行う事業。

(例) 「明日の東野をつくる集い」の活動

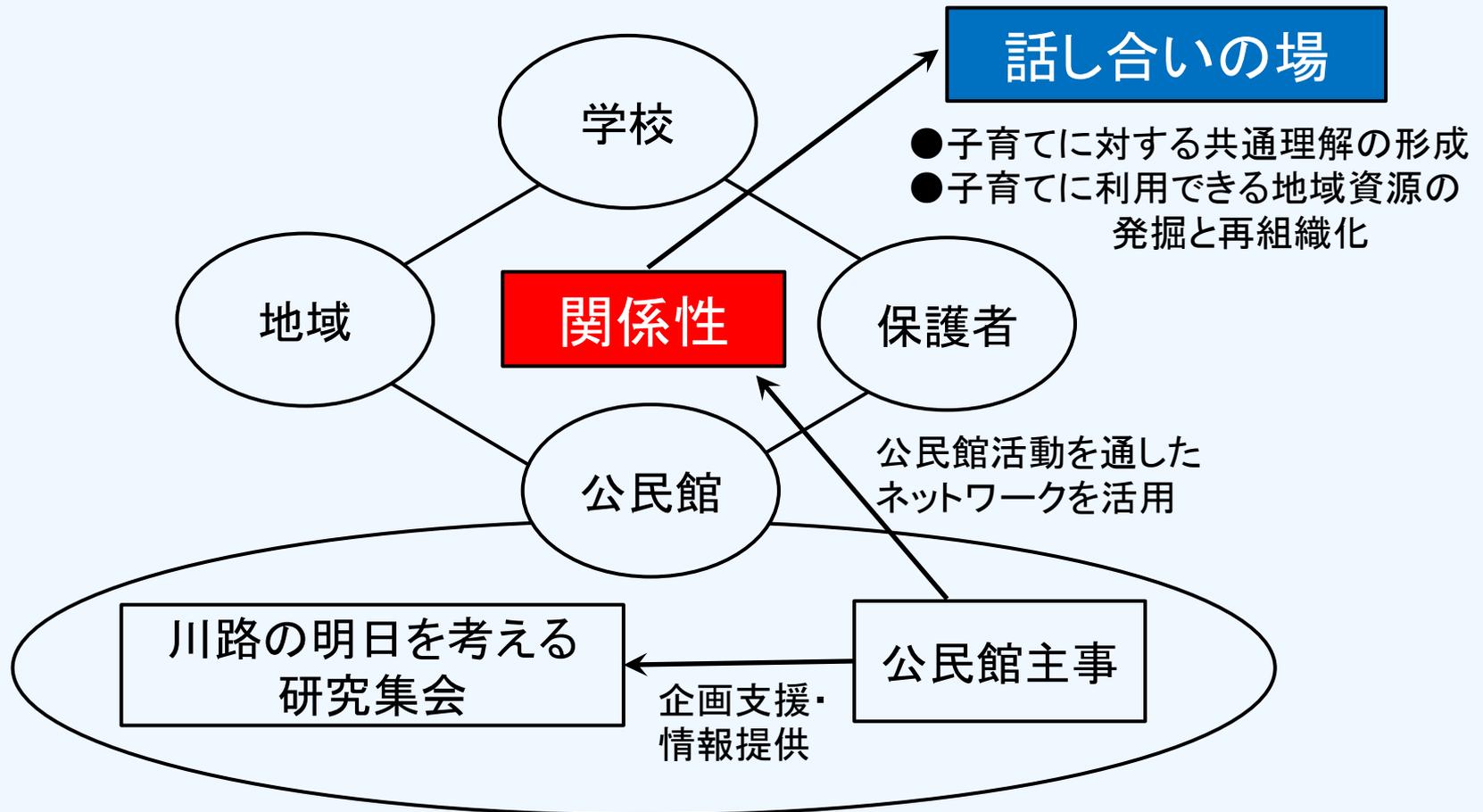


公民館の役割③ 地域の機関・団体のネットワーク化

- ▶ 川路地区の通学合宿の取り組み(次頁)
 - ▶ 毎年開催される「明日を考える集会」で、「若い人に地域活動にどう関わってもらおうか」が課題意識として共有される。
 - ▶ 子育て期の若者にターゲットをしばり、この層にとって魅力的な地域づくりを目指し、話し合いを重ねる。
 - ▶ 公民館主事を中心に、まちづくり委員会、川路小学校、PTA、食生活改善推進委員会(食改)等が中心となり、地区に実行委員会を組織した。
- ▶ 山本地区の学校との連携
 - ▶ 阿智高校との連携: 公民館長・主事が、阿智高校に働きかけ、高校生の地区の行事への参加や、実習受け入れを実現。
 - ▶ キッズ山本大作戦: 小学校からの呼びかけを受け、公民館が地域の団体のコーディネーター役を担う(例: 音楽フェスタ等)。
- ▶ 上久堅地区のふるさと自然体験の取組
 - ▶ 公民館文化委員会等が、学校・PTA・地域の団体・まちづくり委員会等を巻き込み、実行委員会を組織。

(例) 川路地区の「通学合宿」の活動

---【通学合宿＝青少年教育施設や公民館等の施設に、子どもたちが一定の期間寝食を共にしながら学校に通う活動】



【出所】荻野亮吾・中村由香(2016)「公民館を媒介にした地域の子育て体制づくり:長野県飯田市川路地区の『通学合宿』の活動」国立教育政策研究所編『多様なパートナーシップによるイノベティブな生涯学習環境の基盤形成に関する研究・事例集』より。

公民館の果たす3つの役割

- ▶ **人材の育成**＝公民館はその活動(分館・専門委員会)を通して、自治の担い手・支え手である住民や職員を育てる。
- ▶ **団体の育成**＝公民館は、地域課題の学習を通して、課題発見・解決に取り組むサークルやグループを生み出す役割を果たす。
- ▶ **関係の形成**＝公民館が、地域の機関(特に教育機関)や団体を結びつける役割を担う。
- ▶ 総じて、**水平的な関係性の構築**に大きな役割を果たす。
- ▶ 自治振興センターの果たす役割との違い
 - ▶ 行政との**垂直的**な関係性の形成に強みを持つ・・・地区における課題の把握・集約を行い、行政の関連部署へつないだり、振り分けていく役割。
 - ▶ まちづくり委員会の事務局としての役割・・・課題の提起(少子化問題等)。関連団体との関係の構築。

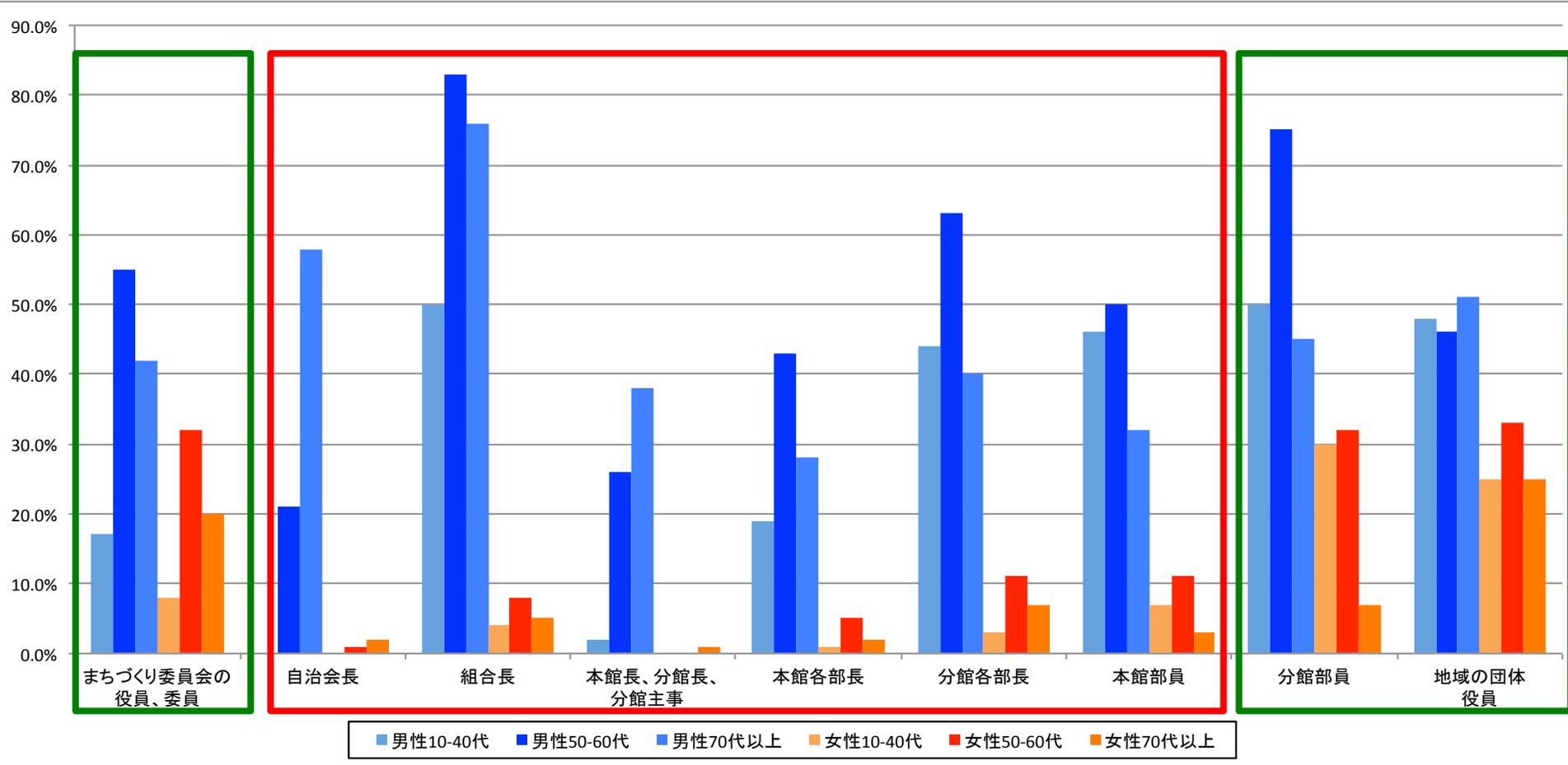
今後の検証課題：地域自治組織と公民館

- ▶ 地域自治組織における公民館の位置づけへの意見(2011年時点のインタビューから)
 - ▶ 区〔報告者者注:自治会のこと〕と公民館っていうのは、両輪で動いて行くべきだっていうのが持論なんです。そういう意味で、区の中の公民館っていう位置づけでなくて、自立した〔筆者注:関係〕が望ましいんじゃないかという風には思っています。……区の事業もある、公民館の事業もあるってことで、こう一緒に動く。例えば、区の事業に公民館が参加する、公民館の事業に区が参加する、という形で一緒になって動いていくってのが、良いんじゃないかなあ。【2011/10/27, 分館長】
 - ▶ 大きな組織のなかで「かせ」、「足かせ」ができてしまったような感覚があるんです。さきほどあった予算面のことも。……まちづくり委員会ができて、外の委員会の活動が増えているなかで、今までと同じレベルのことをこなしている状態なので。……公民館自体の活動だけで、ことが済まなくなるのがちょっと大変になったというような感じですよ。【2011/10/28, 分館役員】
- ▶ 地域自治組織の導入後、各地区における公民館の役割はどのように維持・変化してきているのか？

公民館に関する課題の検証の方法

- ▶ 市によるコミュニティ・スクール推進とも関係して、特に**学校との「関係形成」への重点化**が進んでいる。その一方で...
- ▶ 「人材育成」に関し、地域の活動に関わる新たな人材をどう育てていくか？ まちづくり委員会の「持続性」にも関わる重要な論点。
 - ▶ 地域の団体の役員→分館役員→本館役員→まちづくり委員会の役員という中長期的な成長の展望が描きにくくなっているのではないかと？
→役員のライフ・ヒストリーの聞き取りや、質問紙調査による検証が必要。（次頁）
- ▶ 「団体育成」に関し、**地区の課題を学習として組織化する動き**が十分でないのではないかと？
 - ▶ 現在、飯田市公民館の事業は、第5次基本構想・基本計画（2007年）に合わせて、①乳幼児教育支援、②家庭教育支援、③多文化共生、④郷土学習支援、⑤地域芸術文化振興、⑥学習交流推進、⑦健康学習推進、⑧環境学習支援の8領域に分けられている。各領域の経年比較により、各公民館事業の重点項目を見ることができる。（次々頁）

地区の役員の担い手の分析（例：千代地区）



【出所】荻野亮吾(2016)「地域の活動はどのように関連しているのか? : 団体所属と役員経験の分析」
 東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室飯田市社会教育調査チーム「地域社会への参加と公民館活動: 飯田市の千代・東野地区におけるアンケート調査の分析から」pp.80-93.

引用文献①

- ▶ 阿部昌樹(2017)「狭域の自治」, 阿部昌樹・田中孝男・嶋田暁文編『自治制度の抜本的改革』法律文化社, 107-138.
- ▶ 姉崎洋一・鈴木敏正編(2002)『叢書 地域を作る学びXI 公民館実践と「地域をつくる学び」』北樹出版.
- ▶ 池田 浩(2011)「上越市における地域協議会の実際と可能性」西村茂・自治体問題研究所編『住民がつくる地域自治組織・コミュニティ』自治体研究社、13-44.
- ▶ 石平春彦(2010)『都市内分権の動態と展望: 民主的正統性の視点から』公人の友社.
- ▶ 乾享(2017)「地域住民組織は必要か・未来はあるか」『都市問題』103, 49-66.
- ▶ 荻野亮吾・中村由香(2013)「地域における社会的ネットワークの形成過程に関する研究: 飯田市における分館活動を事例として」『東京大学大学院教育学研究科紀要』52, 233-250.
- ▶ 白井信雄(2018)『再生可能エネルギーによる地域づくり: 自立・共生社会への転換の道行き』環境新聞社.
- ▶ 中川幾郎編(2011)『コミュニティ再生のための地域自治のしくみと実践』学芸出版社.
- ▶ 名和田是彦(2009)「現代コミュニティ制度論の視角」名和田是彦編『コミュニティの自治: 自治体内分権と協働の国際比較』日本評論社, 1-14.
- ▶ 西城戸誠・尾形清一・丸山康司(2015)「再生可能エネルギー事業に対するローカルガバナンス: 長野県飯田市を事例として」丸山康司・西城戸誠・本巢芽美編『再生可能エネルギーのリスクとガバナンス: 社会を持続していくための実践』ミネルヴァ書房, 157-178.

引用文献②

- ▶ 日本都市センター編(2014)『地域コミュニティと行政の新しい関係づくり～全国812都市自治体へのアンケート調査と取組事例から～』.
- ▶ 升本潔(2018)「社会的受容性の醸成と社会イノベーション:市民共同発電事業」松岡俊二編『社会イノベーションと地域の持続性:場の形成と社会的受容の醸成』有斐閣, 89-107.
- ▶ 松岡俊二(2018)「社会イノベーションの起こしかた:場の形成と社会的受容の醸成」松岡俊二編『社会イノベーションと地域の持続性:場の形成と社会的受容の醸成』有斐閣, 186-205.
- ▶ 宮入興一(2011)「宮崎市の都市内分権化と地域自治組織の新展開」西村茂・自治体問題研究所編『住民がつくる地域自治組織・コミュニティ』自治体研究社, 127-160.
- ▶ 森 裕亮(2014)「コミュニティ政策と地域自治組織:北九州市、福岡市、宗像市の事例を対象に」『コミュニティ政策』12, 5-20.
- ▶ 諸富 徹(2015)『「エネルギー自治」で地域再生!:飯田モデルに学ぶ』岩波書店.
- ▶ 八木信一(2015)「再生可能エネルギーの地域ガバナンス:長野県飯田市を事例として」諸富徹編『再生可能エネルギーと地域再生』日本評論社, 149-170.
- ▶ 山崎仁朗・宗野隆俊編(2013)『地域自治の最前線:新潟県上越市の挑戦』ナカニシヤ出版。

付記

- ▶ 本報告は、以下の論文をもとに、報告者の責任で内容を再編したものである。
- ▶ 八木信一・荻野亮吾・諸富徹(2017)「関係性のなかで自治制度を捉える:長野県飯田市の地域自治組織を事例として」『地方自治』835, 2-23.
- ▶ 八木信一・荻野亮吾・木下巨一(2017)「まちづくりにおける「飯田モデル」の検証:地域自治組織の導入前後における「自治の質量」の変化の観点から」『日本公共政策学会 2017年度研究大会報告論文集』.
- ▶ 八木信一・荻野亮吾(2019)「再エネ条例施行後におけるエネルギー自治の展開:長野県飯田市を事例として」諸富徹編『入門地域付加価値創造分析:再生可能エネルギーが促す地域経済循環』日本評論社, 147-174.
- ▶ 荻野亮吾・八木信一(2021)「自治の質量とまちづくりの飯田モデル:地域自治(運営)組織への示唆として」(刊行予定)
- ▶ 本報告の内容に関わるヒアリング調査の準備と資料の提供においては、飯田市ムトスまちづくり推進課課長の桑原隆氏と、長野県教育委員会企画監(元飯田市公民館副館長)の木下巨一氏に多大なご協力をいただいた。
- ▶ ヒアリング調査では、各地区のまちづくり委員会と自治振興センターの関係者の方々にご協力をいただいた。この場を借りてお礼を申し上げる。
- ▶ この調査は、JSPS科研費(JP16H03008、JP16K17379、JP19K02472)の助成を受けて行われた。